

2. 計画の位置付け及び対象

2.1 計画の位置付け

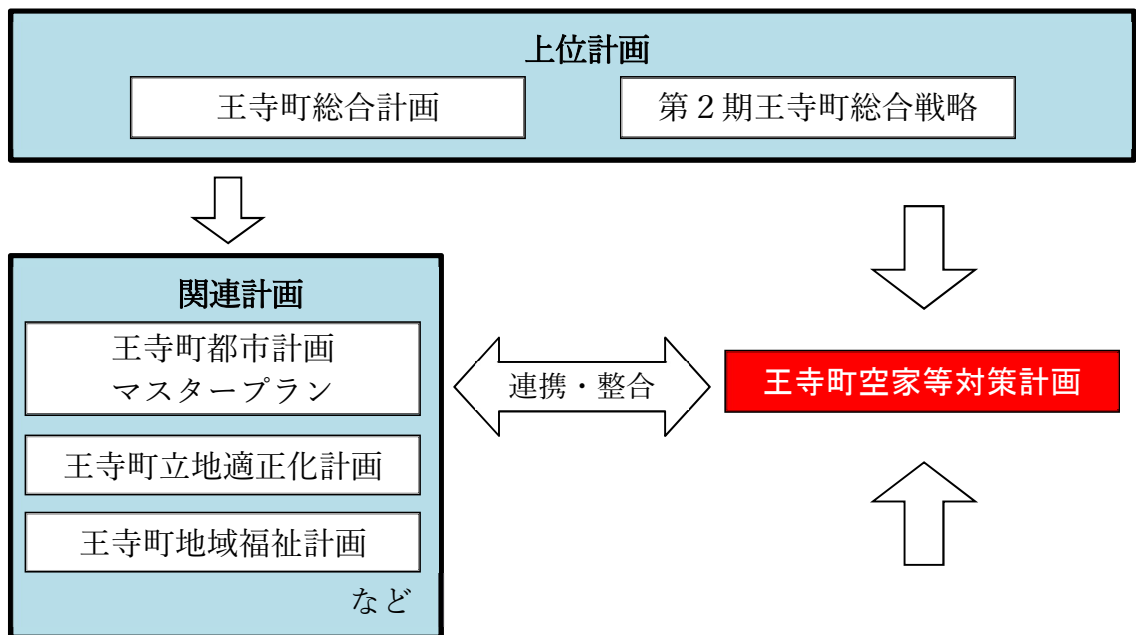
(1) 法的な位置付け

本計画は、法第6条第1項に規定する「空家等対策計画」であり、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、国の基本指針に即して策定するものです。

(2) 上位計画等との連携・整合

本計画は、「王寺町総合計画（令和2年3月）」、「第2期王寺町総合戦略（令和2年2月）」などの上位計画や「王寺町都市計画マスタープラン（平成30年3月）」、「王寺町立地適正化計画（平成30年3月）」などの関連計画を踏まえ、その目的に沿って定めるほか、他の分野別の計画等との連携・整合を図ります。

図表 2.1.1 王寺町空家等対策計画の位置付け



(国)

■空家等対策の推進に関する特別措置法（平成27年5月施行）

■空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針

（令和3年6月改正）

2.2 計画の期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、状況等の変化により計画の見直しの必要性が生じた場合には、適宜見直しを行うこととします。

2.3 計画の対象

(1) 対象とする空家等の種類

本計画の対象とする空家等の種類は、法第2条第1項で規定する「空家等」（法第2条第2項で規定する「特定空家等」を含む。）とします。長屋等であっても、隣接する住戸の間を区切る壁が二重となっているなど、それぞれの住戸が別個の建築物である場合は法の対象となります。

法で規定する「空家等」の対象とならない「空家等となる見込みのある住宅」についても空家等化の予防に関する対策を実施することから、本計画の空家等に含めます。また、本町が所有又は管理する老朽化した公共施設等についても、地域の活性化を図るため、除却や利活用を推進する建築物として、本計画の空家等に含めます。

(2) 対象とする地区

令和3年度に実施した空家等実態把握調査結果により、空家等の分布が町内全域に渡ることから、計画の対象とする地区は町内全域とします。

図表 2.3.1 計画の対象とする地区（王寺町内全域）

